西脇市参画と協働のまちづくり
ガイドライン改訂版

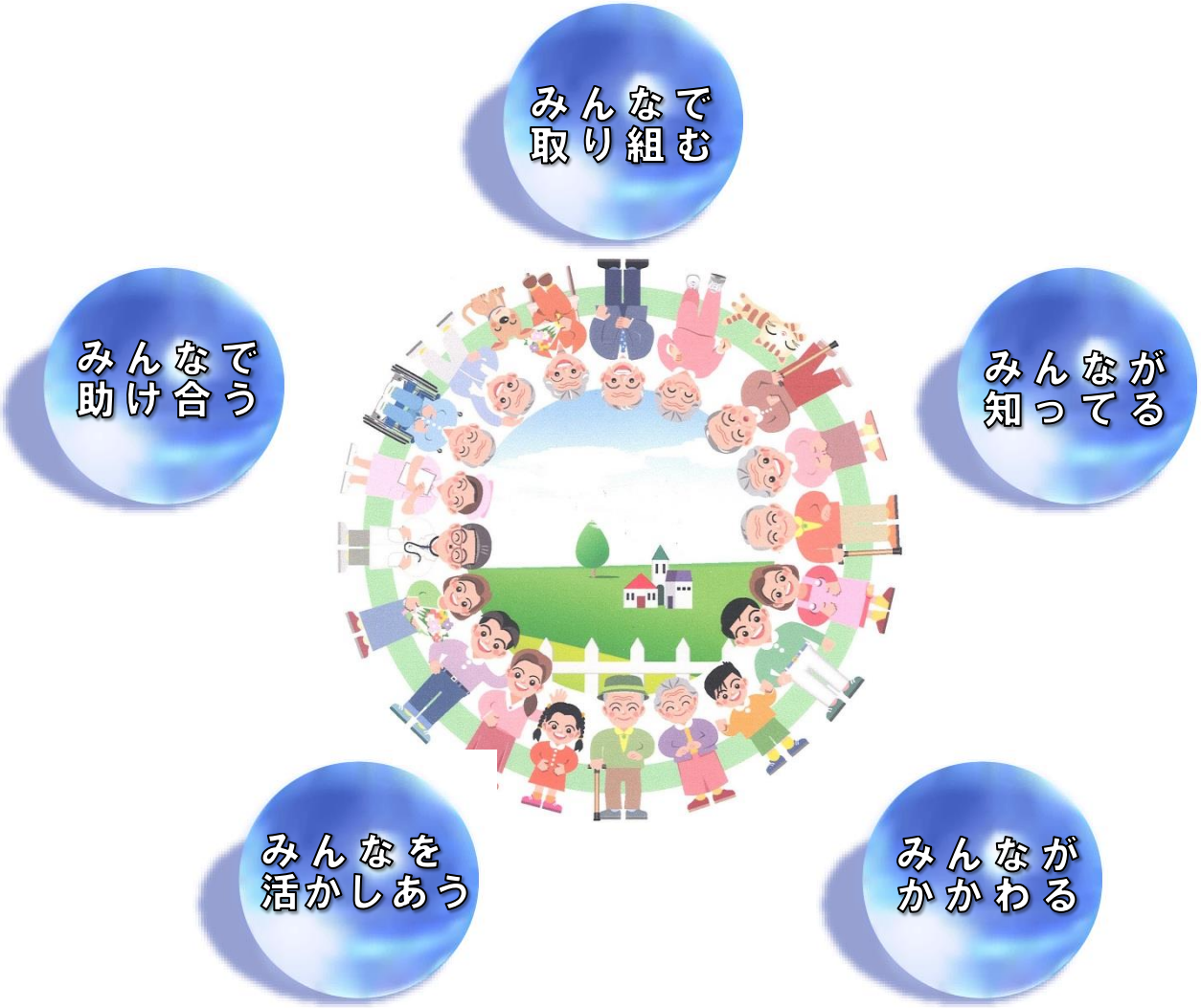

平成27年３月

西　脇　市

はじめに

本格的な成熟社会を迎え、人々の価値観やライフスタイルは、物の豊かさから心の豊かさなど生活の質を重視する方向へ変化しています。また、急激な人口減少社会、少子高齢化が進展する中、満足度の高い市政を実現していくためには、市民と行政が適切な役割分担の下、参画と協働によるまちづくりを展開していくことが必要不可欠となっています。

西脇市は、平成17年３月に「参画と協働のまちづくりガイドライン」を策定し、基本的な考え方や具体的な方策を示した上で、参画・協働を市政運営の柱に進めてきました。

こうした中、平成25年４月には、参画・協働を一層推進していくことを主要な目的として西脇市自治基本条例を施行しました。その間、各地区まちづくり協議会や市民活動団体など、様々な主体によるまちづくり活動が活発に展開されるとともに、市民の多様な意見を市政に反映する仕組みづくりも進んできました。

この「西脇市参画と協働のまちづくりガイドライン改訂版」は、10年間の様々な取組を検証するとともに、旧ガイドラインを基本に、参画と協働の手法、協働の基本原則についてまとめ、今後の本市の取組の方向性を示すことにより、参画・協働をさらに推進するために策定しました。また、策定に当たっては、まちづくり推進審議会を設置し、参画・協働により検討いただきました。

参画・協働と聞くと「難しそう」というイメージがあるかも知れません。しかし、皆さんが今までから参加している地域の環境整備事業や花いっぱい運動、地域の活性化イベントなど身近な取組こそが参画・協働なのです。

今後、様々なまちづくり活動の中で、このガイドラインを一つの基準として、大いに活用いただくことを願っています。

ひとりの人間やひとつの団体には限界があります。いろいろな人や団体、行政がお互いのいいところを持ち寄り、様々な課題の解決や夢の実現に向け、連携、協力することにより、参画と協働のまちづくりをさらに推進しましょう。

平成27年３月

西脇市長　片　山　象　三

目　　次

第１章　参画と協働のまちづくりガイドラインの改訂に当たって

１　ガイドライン改訂の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　参画と協働の定義と位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　参画（参加）編

１　参画とは…　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２　参画の手法と特徴、留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・５

【参考】◎市民参加のはしご、◎「参加」と「参画」　・・16

第３章　協働編

１　協働とは…　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

２　協働の主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

３　協働の領域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

４　協働の手法、特徴、留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・19

第４章　参画と協働のまちづくりを進める基本的な方向

１　意識改革と参加の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

２　情報の共有化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

３　市民活動の支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

４　市政への市民参画・協働　・・・・・・・・・・・・・・・・・28

５　まちづくりへの体制づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・29

第５章　ガイドラインの推進に向けて

１　協働を進める上での原則　・・・・・・・・・・・・・・・・・30

２　協働の役割と効果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

３　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

参考資料

西脇市まちづくり推進審議会委員名簿　・・・・・・・・・・・35

西脇市まちづくり推進審議会の開催経過　・・・・・・・・・・36

西脇市まちづくり推進審議会条例　・・・・・・・・・・・・・37